産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ (第11回) 関連資料



キガリ改正を踏まえた新たなHFC規制の 具体的な運用方法について

平成29年6月20日 経済産業省 オゾン層保護等推進室

キガリ改正遵守のために検討が必要な事項

○昨年10月のMOP28において採択されたモントリオール議定書のキガリ改正(仮称、以下同じ)を遵守するための国内制度に関しては、以下の事項について検討が必要ではないか。

基本的事項等	具体的な運用方法
(4/11の合同会議で議論した事項)	(本日議論する事項)
 国内担保の基本的方針 規制対象物質 基準限度の取扱い 使用見通しとの関係性 使用見通しの設定年度 使用見通しの中間年度の取扱い 破壊量の取扱い るの他の検討事項 国民の理解及び協力 一次ユーザーにおける取組み 機器ユーザーへの配慮 研究開発の推進 	 製造数量の許可及び輸入承認の基準 個別割当てにあたっての基本的方針 具体的な許可・承認プロセス 新規参入者の取扱い インセンティブ等の運用方法 輸出入管理 事業者からの実績報告・公表 破壊数量の確認の取扱い 確認手続きの具体的なプロセス 履行確保・罰則

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(基本方針①)

○HFCについても、オゾン層保護法のオゾン層破壊物質の例に倣って、個別の事業者への製造許可・輸入承認といった割当て制度を導入するのであれば、当該製造許可・輸入承認について、どのような基準で行うことが適当か。

割当ての実施に当たって 考慮すべき事項

- ○キガリ改正の遵守を含めた、我が国全体でのHFCの使用の合理化
- ○各製造業者等における製造等をするHFCの量の低減
- ○負担の公平性、事業の継続性、安定供給の確保

【オゾン層破壊物質における割当ての基準】

- キガリ改正以前のモントリオール議定書の規制対象物質に関して、個別の事業者への割当て(製造許可・輸入承認)の方針に ついては、オゾン層保護法制定時に化学品審議会において取りまとめられた中間答申(以下「昭和63年中間答申」という。)の 中で、「製造者及び輸入者に対して製造数量及び輸入数量の許可を与えるに際しては、負担の公平性の確保、事業の継続性の 確保、安定供給の確保などを図る観点を踏まえ製造者及び輸入者の特定フロン等の製造実績、製造能力、輸入実績、我が国 の特定フロン等の製造動向、輸出入動向その他の事情を勘案して行うことが妥当な方法であると考えられる」と記載されたことを踏 まえ、その旨をオゾン層保護法第7条において許可等の基準として定めている。
- オゾン層保護法第7条において、「特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、許可等の処分を行 う」と規定されていることを踏まえ、議定書上の基準限度を超えないことを確保しつつ、各申請者の前年までの製造数量等の実績を 勘案して、申請数量の範囲内で個別に製造数量等の割当てを行っている。
- 輸入数量については、製造業者の輸入枠と輸入業者の輸入枠とを区別して管理している。製造業者には、前年の製造許可枠の 範囲内で国内製造枠から輸入枠への振替を認めることを含め、生産枠と輸入枠を一体として取り扱い、製造産業局長の内示書 に基づき輸入割当てを行い(内示方式)、輸入業者には、輸入割当限度量を前年までの実績及び希望量を踏まえて、割当て を行っている(実績方式)。

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(基本方針②)

○HFCの割当てに当たっては、以下のような点を基本的な考え方としてはどうか。

○我が国全体として、製造等をする HFCの数量(GWP換算)を低減し、 議定書の上限である基準限度を下 回るようにする。

- ○議定書が段階的なHFCの数量削減を行う内容であることを踏まえ、<u>割当</u> ての総量については、フロン類使用見通しを目安としつつ、<u>基本的には前</u> 年以下とする。
- ○議定書は、現在(正確には基準年)の水準から、製造等をするHFCの数量を段階的に削減するものであることから、現在(及び2011~2013年の平均)の実績よりも多くの割り当てるということは適切ではない。

○個社ベースでも、製造等をするHFC の数量(GWP換算)を低減するこ とにより、各社が負担を分担する形で、 我が国全体としてHFCの数量の低減 を図る。

- ○個社への割当てについても、原則として、前年以下とする。
- ○ただし、我が国全体での製造等をするHFC総量の減少に資すると認められる場合には、個社ベースでみると、前年より多く割当てが行われることも考えられる。
- ○キガリ改正採択後の実績(2017年・2018年)は、2019年以降の割当てを見据えて、事業者が恣意的に増加させることも可能であるため、両年の実績は、その取扱状況を含めて、割当て検討時に適正に判断する。

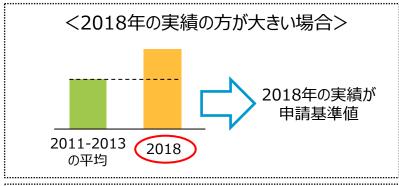
○HFCの国内需要量(≒フロン類使用見通し)を適切に反映し、不要な製造等が行われないようにする。

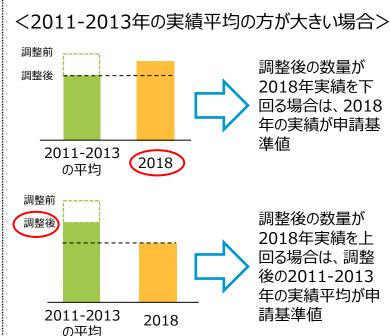
- ○製造等の実績と割当て数量との間に乖離が生じた場合には、次年の割 当ての検討において、そうした事情を勘案する。
- ○割当ての一部が不要となることが確実な場合には、事業に不要となる数 量の返上を求め、必要に応じて、他社に割当ての再配分を行う。

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(基本方針③)

- ○前ページの基本的な考え方に基づき、HFCの割当てに当たっては、以下のような方針で行うこととしてはどうか。
- ① 製造許可・輸入承認とも、既存のオゾン層保護法の仕組みと同様に、議定書の基準限度の範囲内で、<u>前年の製造・輸入</u> 実績に応じて、前年の割当て数量の範囲内で申請のあった 数量を事業者に割り当てる。
- ② 割当てに関しては、消費量の基準限度の遵守を図るため、個々の事業者に対して、<mark>製造(輸出分含む)と輸入を一体の枠として配分</mark>する。また、割当ての際には、輸出数量の指定も同時に行うものとする。
- ③ 初回(2019年)の割当てに関しては、2018年のHFC出 荷相当量の実績を申請基準値とする。ただし、議定書上の 先進国の基準値が2011-2013年の平均値をベースにして いることを勘案し、2011-2013年の実績の平均値(ただし、 我が国全体の需要量の減少を加味して、一定の調整率をか ける)と比較し、いずれか大きい値を申請基準値として採用 することができるものとする。
- ※「申請基準値」とは、あくまで、国が割当て数量を決定する際の<u>考慮要素の1つとする数値であって、申請基準値がそのまま割当て数量になるわけではない。</u>また、申請基準値以上の数量の申請を妨げるものでもない。

左記③の初回の割当ての申請基準値の取扱い





1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(基本方針④)

○製造数量・輸入数量については、各事業者に対して、HFC全体の数量として割り当てるのか、物質・用途ごとに分けて割り当てるのか、どちらが適当か。

- <u>各事業者への割当ては、GWP換算での合計数量で行う</u>こととし、割当てられた数量の中で、どのHFCを製造・輸入するか、何の用途のために製造・輸入するかは事業者が自由に決定することができることとする。
- ○ただし、現行のオゾン層保護法及び外為法においては、製造許可・輸入承認にあたって条件を付すことができることとされていることから、HFCについても、今後、状況に応じて物質ごとに割当てを行う可能性や用途規制を行う可能性はある。
- ○物質ごと、用途ごとに許可等を行うことについては、より厳格な数量管理に加え、より高GWPのHFCの優先的な削減や、特定の製品におけるHFC削減など、政策的に誘導できるという効果も期待できる。しかし、昭和63年中間答申も踏まえ、どの品目を製造するか、どの用途に用いるかについては、製造者、輸入者及び使用者間の市場メカニズムに委ねることが適切な方法である。
- ○また、議定書担保という観点からすれば、議定書はHFCについてGWP総量での削減を求めていることに加え、フロン排出抑制法においてもGWPを規制の指標としており、特定の物質や用途を個別に規制するという手法はとっていない。

○申請基準値は、前年の割当てではなく、前年の実績とすべき。

○前年実績を基準とすると、次年の申請基準値を減少させないために、本来必要のない 製造等を行う誘因が働くため、<mark>前年の割当てを申請基準値とすることが適当</mark>である。

- ○EUのFガス規制にみられるような、 割当ての一部の譲渡(売買) についてどのように考えるか。
- ○製造数量・輸入数量は、単に前年の実績だけでなく各製造業者等の製造の見通し 等も勘案して、個別に割当てする予定であるので、別の事業者に自由に譲渡できる制 度とすることは、割当ての趣旨からして適当ではない。
- ○仮に割当てを受けた事業者が譲渡できるほどの余分があるのであれば、いったん返上させ、それを経済産業大臣が改めて再配分することが、国全体のHFCの数量を管理する観点からは適当ではないか。

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(基本方針⑤)

【参照条文】

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(抄)

(許可等の条件)

- 第十条 第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を 受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- ○外国為替及び外国貿易法(抄)

(許可等の条件)

- 第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

【参 考】昭和63年中間答申(昭和63年2月19日化学品審議会「オゾン層保護のための特定フロン等の製造等の規制に関する基本的な考え方について(中間答申)」)(抄)

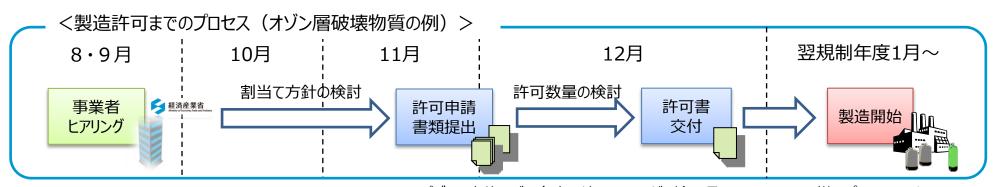
- Ⅳ. 特定フロン等の規制を行うに当たって配慮すべき事項
- 1. 製造数量及び輸入数量の配分
- ① 製造者及び輸入者に対して製造数量及び輸入数量の許可を与えるに際しては、負担の公平性の確保、事業の継続性の確保、安定供給の確保などを図る観点を踏まえ製造者及び輸入者の特定フロン等の製造実績、製造能力、輸入実績、我が国の特定フロン等の製造動向、輸出入動向その他の事情を勘案して行うことが妥当な方法であると考えられる。
- ② 特定フロン等は、品目ごとに適応する用途が異なることから、経済情勢の変化等により用途毎の需要が変化するのに応じて市場メカニズムにより品目毎の供給量は弾力的に変化するものである。このため、製造数量等の許可を特定フロン等の品目別や用途別に行うことは、特定フロン等供給の経済情勢の変化への弾力的・機動的な対応を妨げ、硬直的状況を生み出し、限られた特定フロン等の有効な利用ができなくなる可能性も予想される。したがって、特定フロン等の製造数量及び輸入数量の許可は、基本的には、製造者及び輸入者に対して品目毎のオゾン破壊係数を乗じて算出された規制対象のクロロフルオロカーボンの合計数量及びハロンの合計数量として与えることとし、どの品目を製造するか、どの用途に用いるかについては、製造者、輸入者及び使用者間の市場メカニズムに委ねることが適切な方法であると考える。

(以下、略)

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(具体的プロセス①)

- ○HFCの製造許可・輸入承認の申請から許可・承認に至るプロセスは、どのような形が適当か。
- ○オゾン層破壊物質の場合は、ヒアリング (法令に基づかない任意のもの)を行った上で、事業者からの申請を受け付けて、許可を行っている。
- ○上記のプロセスは、申請から許可等までの標準処理期間が短い(製造許可は1か月、輸入承認は2週間)ことから、経済産業省が、事前に申請予定者の動向を把握し、申請受付後に迅速に割当数量の検討を行うために採用している。
- HFCについては、オゾン層破壊物質(現在は HCFCのみ)の申請者よりも多くの申請者が見込まれることから、より事前の動向把握が重要になるのではないか。

- ○HFCについても、従来のオゾン層破壊物質の場合と同様に、任意のヒアリング等を実施することにより、<u>申請予定者の動向を事前に把握した上で、事業者からの申請を受け付け、許可等を行う</u>ものとする。
- ○HFCについては、(少なくとも2019年分は)行政側が申請予定者を網羅的に把握できないため、事業者ヒアリングの実施について、事前に広く周知しておく必要がある。(これまでは既存事業者に個別に声がけ)



1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(具体的プロセス②)

- ○個々の事業者に対して、製造(輸出分含む)と輸入を一体の枠として配分することにした場合、事業者が自らの割当数量の範囲内で、製造枠と輸入枠の間で数量を融通することについて、どのように考えるか。
- ○国内のHFC製造業者は概ね輸入も行っており、製造と輸入については、あくまで製造場所の違いにしか過ぎず、状況に応じて、製造場所を機動的に分担を変更しながら事業を行っている。
- ○製造枠から輸入枠への振替は、議定書上の 基準限度との関係では、生産量が減り、消 費量は変わらないため、影響はない。
- ○一方、輸入枠から製造枠への振替は、消費 数量は変わらないものの、生産量が増加する ため、議定書上の生産量の基準限度の範 囲内でのみ認められるべきである。

- ※ HFCについても、オゾン層破壊物質と同様の仕組みで規制することを前提にした場合
- ○製造枠から輸入枠への振替は、オゾン層保護法第9条第2項に基づく数量変更の届出と併せて、輸入貿易管理令第9条第1項に基づく輸入割当申請を行うことにより行えることとする。
- ○輸入枠から製造枠への振替は、オゾン層保護法第8条第1項に基づく増加許可申請と併せて、輸入貿易管理規則第2条第5項に基づく割当数量の返還を行うことにより行えることとする。ただし、申請年度における議定書上の我が国の生産量の基準限度の範囲内に限るものとする。

【具体例】 ある年において、100万t-CO2の製造許可と、50万t-CO2の輸入承認を受けている事業者が、

- ① 30万t-CO2分の製造枠を輸入枠に振り替える場合、当該事業者における議定書上の消費量は150万t-CO2で変化はないが、生産量は100万t-CO2から70万t-CO2に減少。→ 議定書遵守の観点からは影響なし。
- ② 30万t-CO2分の輸入枠を製造枠に振り替える場合、当該事業者における議定書上の消費量は150万t-CO2で変化はないが、生産量は100万t-CO2から130万t-CO2に増加。→ 議定書遵守の観点からは、消費量は影響はないものの、生産量は 我が国全体の基準限度を超過しないよう留意しなければならない。

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(具体的プロセス③)

【参照条文】

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(抄)

(許可製造数量の増加の許可)

第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)は、その許可に係る規制年度内において、経済産業 大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量(以下「許可製造数量」という。)の<u>増加の許可を申請することが</u> できる。

2・3 (略)

(許可製造者の変更の届出等)

第九条(略)

- 2 許可製造者は、許可に係る規制年度において製造しようとする特定物質の数量(以下「製造予定数量」という。)が許可製造数量(前条第一項の増加の許可、第十六条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があったときは、これらの処分による変更後のもの)を<u>下回ることが確実となったときは、遅滞なく、</u>経済産業省令で定めるところにより、<u>当該製造予定数量を経済産業大臣に届け出なければならない。</u>
- 3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の許可製造数量は、届出に係る製造予定数量に変更されるものとする。
- ○輸入貿易管理令(抄)

(輸入割当て)

第九条 第三条第一項の規定により輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、経済産業大臣に申請して、当該 貨物の輸入に係る輸入割当てを受けた後でなければ、第四条第一項の規定による輸入の承認を受けることができない。ただし、輸入割当てを受けた者か ら輸入の委託を受けた者が当該貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣が定める場合に該当するとき、又は経済産業大臣の確認を受けた ときは、この限りでない。

2・3 (略)

- 4 輸入割当てに関する手続は、経済産業省令で定める。
- 輸入貿易管理規則(抄)

第二条

1~4 (略)

5 第二項第三号の輸入割当証明書の交付を受けた者が、その交付に係る貨物の<u>全部又は一部を希望しなくなつたときは、遅滞なく、</u>当該輸入割当証 明書に希望しない割当数量を記入して<mark>経済産業大臣に返還しなければならない。</mark>

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(新規参入者の取扱い)

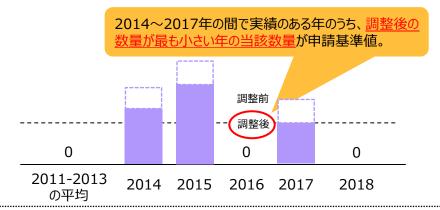
- ○2019年以降に新たにHFCの製造・輸入に参入する事業者への割当てについては、どのような方針とするべきか。
- キガリ改正のみならず、フロン排出抑制法に基づき、 我が国全体及び個社ベースでも、フロン類の使用の 低減に取り組んでいることを踏まえれば、実績ゼロの 新規事業者が新たにフロン類の製造等を行うことは、 その方針と相反することになるのではないか。
- ○他方で、新規参入を一切認めないということは、正 当な競争環境の確保という観点から適当ではない のではないか。

- ○本資料3ページの基本的な考え方に基づき、新規参入者の申請についても区別はせず、既存事業者に対するものと同様の考え方で割当てを行うものとする。
- ○ただし、新規参入者への割当ての検討に当たっては、<u>前</u> 年実績がゼロであることを考慮要素の一つとする。
- ○キガリ改正採択後の実績(2017年・2018年)については、取扱状況を含めて、適正に判断する。
- 2019年の初回の割当てについては、議定書上の基準値が2011~2013年の平均値とされていることを踏まえ、前年(2018年)に実績がなくとも、2011~2017年の間に1年でも実績があれば当該実績を考慮する。ただし、その場合であっても、当該実績をそのまま申請数量のベースとして認めるのではなく、実績年に応じて一定の調整値(減少率)を掛けた数値を申請基準値として採用する。【下図参照】

<2011~2013年の間に1年でも実績がある場合>

2014~2017年の間の実績に関わらず、調整後の2011~2013年の実績平均値が申請基準値。 の 2011-2013 の平均 2014 2015 2016 2017 2018

<2011~2013年の間には実績がない場合>



1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(インセンティブ①)

○HFC削減に積極的に取り組む事業者には、何らかのインセンティブ的なものを付与するなどして、HFC 削減を促進していくべきではないか。

HFC削減に積極的に取り組む事業者とは?

● 製造業者の場合であれば、製造を行うHFCの量そのものを大幅に減少させること、製造を行うHFCをよりGWPの低いものに切り替えること、従来品に代わる低GWPのHFC(HFC以外との混合物質を含む。)を開発して製造すること、が考えられる。



● 輸入業者の場合であれば、輸入するHFCの量そのものを大幅に減少させること、取り扱うHFCをより低GWPのものに切り替える こと、が考えられる。



1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(インセンティブ②)

○事業者に与えるインセンティブとしては、具体的にどのようなものが考えられるか。

<経済的インセンティブ>

- ○例えば、前年と比べて一定の削減割合を超えた事業者に対して、削減量に応じて一定の金銭が与えられる仕組み、いわゆる経済的インセンティブを設けることによって、削減に積極的に取り組む事業者を評価し、取組を促進できるのではないか。
- ○削減に取り組む誘因となる金銭の程度がどのくらいになる のか、また、それだけの予算を継続的に確保できるのかが 課題。

<制度的インセンティブ>

- ○積極的にHFC削減に取り組む事業者を、割当てで優遇する(多くHFC製造等を認める)仕組み、いわゆる制度的インセンティブを設けることによって、取組を促進できるのではないか。その際、基準限度と使用見通しの差分についても活用してはどうか。
- ○削減に取り組んでいる事業者に対して、多く製造等を認めるということは、矛盾しているのではないか。



- ○経済的インセンティブについては、効果面が不明確なことに加え、今後の予算確保の状況は極めて厳しいと想定 されることから、制度的インセンティブを設けることによって対応することとしてはどうか。
- ○積極的にHFC削減に取り組む事業者に、割当てで優遇する(多くHFC製造等を認める)ということは、一見すると矛盾していると捉えることができるが、次ページのようなパターンを考えれば、我が国全体でのHFC削減の促進に資するのではないか。

1. 製造数量の許可及び輸入承認の基準(インセンティブ③)

A. 新冷媒開発パターン

GWPが従来の半分である空調用新冷媒を開発した事業者が、市場投入の初年に新製品を大量に出荷するために、当初予定の4倍の質量の冷媒を作りたいと申請をしてきた場合。



- このような場合、当該メーカー単体で見ると半分の4倍なので、その年の製造量はGWP換算では2倍になる。
- しかし、国内全体で見ると、空調機器の台数自体は今後もあまり変わらないと想定されるので、将来的には低GWPの新冷媒を使用した機器が市場の主流になると捉えて、数年単位でみれば、日本全体のGWP換算のHFC製造量が減少すると考えることができるのではないか。

B. 自主的フェーズダウンパターン

使用合理化計画では、5年目に輸入量を(GWP換算で)半減するとしていた事業者が、3年目にはHFCの取扱いを止めることにするが、翌年(2年目)のみ輸入量を前年の1.5倍にしたいと申請をしてきた場合。

変更前の計画

	輸入量			
1年目	200			
2年目	175			
3年目	150			
4年目	125			
5年目	100			
5年間合計	750			

変更後の計画

	輸入量		
1年目	200		
2年目	300		
3年目	0		
4年目	0		
5年目	0		
5年間合計	500		

- このような場合であれば、当該事業者の翌年度の輸入量は前年度より増加するが、5年間トータルでみれば、当該 事業者の総輸入量は減少することになるので、HFC削減に 資するのではないか。
- ○いずれにしても、一時的にせよ、事業者の出荷相当量(消費量)が増えることになるため、どういう場合に(理由で)インセンティブを認めるか、どのように実効性を確保するかなど、詳細な具体的要件については、後日省令等を整備する際に改めて検討することとしたい。

2. 輸出入管理

○キガリ改正によって、他の対象物質と同様にHFCについても輸出入に関するライセンス制度の導入が 求められるが、現在オゾン層破壊物質において設けられている、外為法(輸出入貿易管理令)に基 づく管理制度(下図参照)と同様の制度をHFCについても設けることとしてはどうか。

輸入の事前確認

- ○根拠法規:外為法第52条、輸入貿易管理令第3,4,9,11条
 - 〈原料用途〉輸入公表三の7 (9)
 - <試験研究・分析用途>輸入公表三の7 (10)
 - <検疫用途> 輸入公表三の7 (11)
- ○申請者:製造事業者又は輸入事業者(HCFCほか)
- ○申請先:経済産業省オゾン層保護等推進室
- ○申請時期:随時
- ○申請件数:約100件(平成28規制年度)

<確認書交付までの過程>



輸出承認

- ○根拠法規:外為法第48条、輸出貿易管理令第2条、
 - 別表第2-35
- ○申請者:製造事業者又は輸出事業者(HCFCほか)
- ○申請先:経済産業省貿易審査課
- ○申請時期:随時
- ○申請件数:約80件(平成28規制年度)

<承認書交付までの過程>

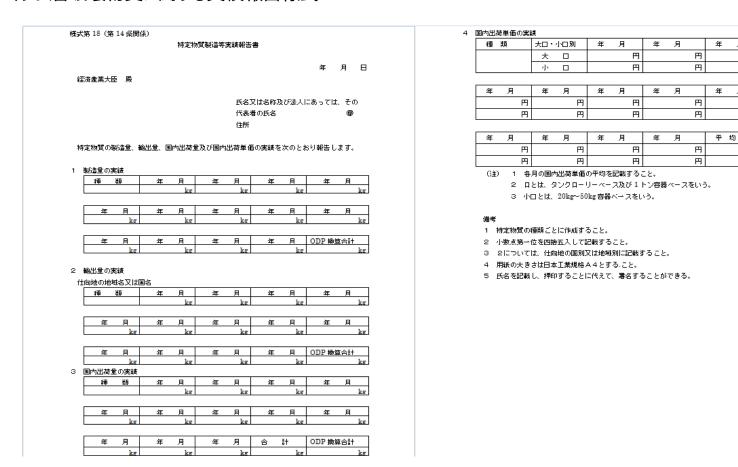


2

3. 事業者からの実績報告・公表①

○オゾン層破壊物質については、オゾン層保護法及び外為法に基づき、事業者から製造量、輸入量、 輸出量の報告を毎年度求めて公表し、UNEPへ報告しているが、HFCの実績報告・公表についてはど のような形にすることが適当か。また、すでに実施しているフロン排出抑制法に基づくHFC製造業者等 の実績報告との関係をどのように整理するか。

【参 考】オゾン層破壊物質に関する実績報告様式



月

月

円

円

円

円

円

円

3. 事業者からの実績報告・公表②

- ○オゾン層破壊物質については、議定書の基準限度を遵守しているかどうかをフォローアップするために、締約国には毎年UNEPへの実績報告が義務づけられている。このため、我が国においても、オゾン層保護法に基づき、実績を公表(告示)することとしており、全事業者から毎年の実績報告を求めている。
- ○フロン排出抑制法においては、ガス判断基準に基づく使用合理化計画のフォローアップのために、同法91条に基づく報告徴収として、毎年度、製造事業者等(年間実績1万t-CO2以上の事業者のみ)から、出荷相当量の前年度実績の報告徴収を求めている。なお、各事業者からは、物質(単体の冷媒種)ごとの報告を求めており、①各社の出荷相当量、②全社合計の出荷相当量、③全社合計の主要品目(物質)別の内訳を本WGで毎年度公表している。(次ページ参照)

キガリ改正により、HFCについても議定書に基づき、 UNEPへの実績報告が義務づけられた。

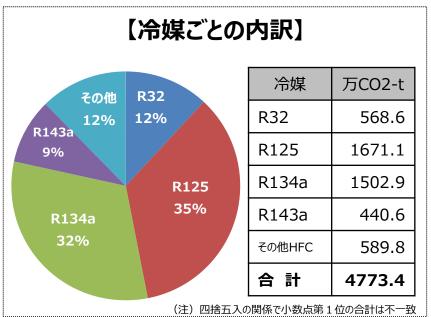
- ○オゾン層保護法に基づくオゾン層破壊物質の実績公表(告示)内容は種類ごとであるが、議定書に基づく UNEPへの実績報告は物質ごとであるため、これまでも事業者からは物質ごとの報告を求めていることから、HFC についても同様に、物質ごとの実績報告を求めることとしてはどうか。
- ○使用合理化計画のフォローアップとして実施する本WGでの実績公表は、これまで同様の内容(上記①~③)とするが、報告徴収の根拠がフロン排出抑制法からオゾン層保護法に変更となり、対象事業者も全事業者に拡大することになる。(年度単位から年単位への集計単位の変更もあり。)
- ○議定書とフロン排出抑制法とでは、規制対象となるHFCにズレ(HFC-161)が存在するが、現時点では HFC-161が実用化される見込みはないことから実態上は影響はない。
- ※ なお、昭和63年中間答申では、「数量規制の実施による供給量の抑制により、製造業者・販売業者による便乗値上げを防力 止するため、価格に関する監視が必要」とされていることを受け、オゾン層破壊物質については、オゾン層保護省令第14条に基づく実績報告において、実績数量に合わせて、国内出荷単価も併せて報告する仕組みとなっているが、HFCについても同様の懸念は想定されるため、同様の報告の仕組みとすることが適当ではないか。(従前通り公表は行わない。)

【参考】 製造業者等におけるフロン類の使用合理化の状況(2015年度)

※ 第9回(平成28年12月14日) WG資料1·P6

「フロン類使用合理化計画」の報告を受けたフロン類製造業者等(全15社)から、昨年度のフロン類出荷相当量の実績の報告を受けたところ、合計で4773.4万CO2-t(前年比9.6%減)であった。



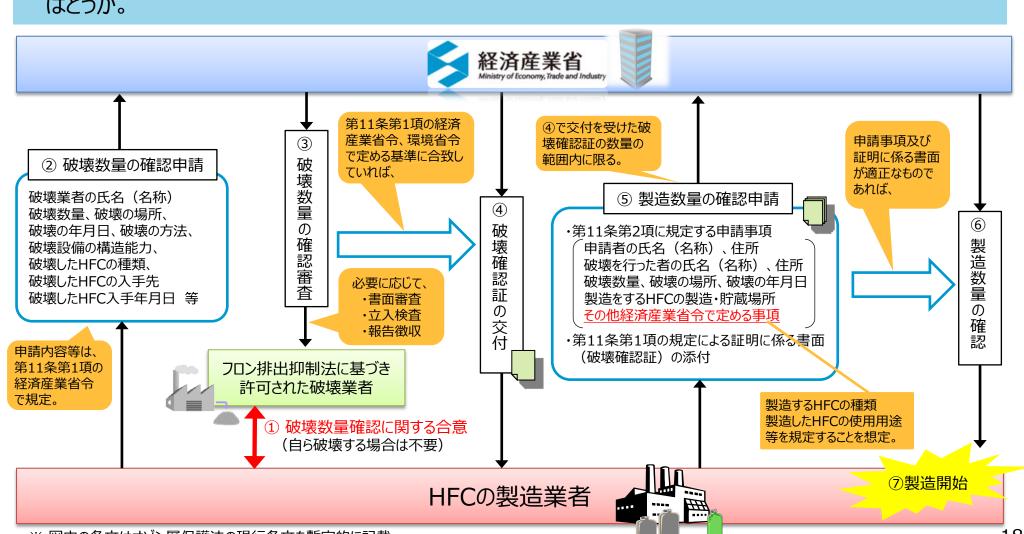


【各社ごとの内訳】

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
万CO2-t	1740.0	1205.0	738.0	375.9	158.0	142.7	138.0	109.0
	I社	J社	K社	L社	M社	N社	O社	合計
万CO2-t	98.0	27.1	17.7	17.2	6.7	0	0	4773.4

4. 破壊数量の確認の取扱い①

○4月の合同会議において、破壊数量の確認の仕組みに関しては、HFCの段階的削減や環境中への 排出抑制の方向性とも整合をとった上で、HFCについて当該仕組みを活用できる環境を整えておくこと につき、概ねコンセンサスを得られたところであるが、具体的なプロセスについては、以下のような形にして はどうか。



4. 破壊数量の確認の取扱い②

【参照条文1】特定物質の規制等によるオゾン層の保護等に関する法律(抄)

(製造数量の確認)

- 第十一条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質(当該証明に係る種類のものに限る。)を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。
- 2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

【参照条文2】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(抄)

(フロン類破壊業者の許可)

第六十三条 フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主 務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 破壊しようとするフロン類の種類
- 四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力
- 五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び 管理に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ~二 (略)

5. 履行確保·罰則

○オゾン層保護法では、許可数量を超えて製造をした者に対する罰則規定があるほか、法律の施行に 必要な限度で経済産業大臣は製造者に報告徴収や立入検査を行うことができ、その報告を拒否等 した者に対する罰則規定があるが、HFCについても同様の規定を適用することにより履行確保を図ることとしてはどうか。

【参照条文】特定物質の規制等によるオゾン層の保護等に関する法律(抄)

(報告の徴収)

第二十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質を無償で収去させることができる。

2・3 (略)

第六章 罰則

第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質を製造した者は、<u>三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金</u>に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一•二 (略)
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 答弁をした者